

○「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について（昭和45年4月30日付け44農地B第953号農林省農地局長通知）」の一部改正新旧対照表
 (下線部分は改正部分)

改正後	現 行
1～4 (略)	1～4 (略)
5 農業委員会がそのあっせん基準に要領3の(1)、(2)及び(3)に掲げる事項を定めるに当たっては、あっせん事業が円滑に行われるようにするため、 <u>要領7の(1)、(2)、(3)及び(5)</u> に掲げる要件の趣旨に即し、当該地域の実情に応じて要領7の(1)、(2)、(3)及び(5)の各号に掲げる要件を更に細分した形で定めることはさしつかえないから、6から <u>10</u> までの事項をも考慮し、農業委員会に対して適切な指導をすること。	5 農業委員会がそのあっせん基準に要領3の(1)、(2)及び(3)に掲げる事項を定めるに当たっては、あっせん事業が円滑に行われるようにするため、 <u>要領7の(1)、(2)及び(3)</u> に掲げる要件の趣旨に即し、当該地域の実情に応じて要領7の(1)、(2)及び(3)の各号に掲げる要件を更に細分した形で定めることはさしつかえないから、6から <u>11</u> までの事項をも考慮し、農業委員会に対して適切な指導をすること。
6～8 (略) (削除)	6～8 (略)
9 (略)	9 <u>要領7の(2)の「農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合」とは、農地中間管理機構が有する農用地利用に係る権利の集積・集約化、農用地利用の再配分機能等が十分に活用されると見込まれる場合をいう。</u>
10 (略)	10 (略)
11 (略)	11 (略)
12 (略)	12 (略)
13 (略)	13 (略)
13(1) (略) (2) 要領10の(5)の「選定調書」は、別紙様式例3により作成し、 <u>12</u> の「あっせん申出書」を添付すること。	14(1) (略) (2) 要領10の(5)の「選定調書」は、別紙様式例3により作成し、 <u>13</u> の「あっせん申出書」を添付すること。
14 (略)	15 (略)
15 (略)	16 (略)
16 (略)	17 (略)
17 (略)	18 (略)
18 要領16の「農地移動適正化あっせん台帳」は、 <u>15</u> の「あっせん調書」(選定調書を添付)と <u>17</u> の「あっせんてんまつ書」(選定調書を添付)とを時系列的に整理して綴じ込んだものとする。	19 要領16の「農地移動適正化あっせん台帳」は、 <u>16</u> の「あっせん調書」(選定調書を添付)と <u>18</u> の「あっせんてんまつ書」(選定調書を添付)とを時系列的に整理して綴じ込んだものとする。
19 (略)	20 (略)
20 要領19の(2)の「必要なあっせん状況の報告」は、 <u>19</u> の「農地移動適正化あっせん事業実績」の実績報告(以下「実績報告」という。)に、売買価格が都府県にあっては700万円以上、北海道にあっては1,000万円以上の売買のあっせんに係るあっせん調書(選定調書を添付。)を添付して行わせるものとする。	21 要領19の(2)の「必要なあっせん状況の報告」は、 <u>20</u> の「農地移動適正化あっせん事業実績」の半年ごとの実績報告(以下「実績報告」という。)に、売買価格が都府県にあっては700万円以上、北海道にあっては1,000万円以上の売買のあっせんに係るあっせん調書(選定調書を添付。)を添付して行わせるものとする。
21 要領19の(3)に基づき行うあっせん事業の実施状況の実態調査は、 <u>20</u>	22 要領19の(3)に基づき行うあっせん事業の実施状況の実態調査は、 <u>21</u>

の実績報告に添付されるあっせん調書等からみて、農地移動適正化あっせん事業として不適正のおそれがあると認められる場合には必ず行うものとする。

の実績報告に添付されるあっせん調書等からみて、農地移動適正化あっせん事業として不適正のおそれがあると認められる場合には必ず行うものとする。

22 要領 19 の(4)の地方農政局長への報告は、20 の実績報告を取りまとめたものに 21 の実態調査の結果及び農業委員会に対する指導内容を添付して行うこと。

23 要領 19 の(4)の地方農政局長への報告は、21 の実績報告を取りまとめたものに 22 の実態調査の結果及び農業委員会に対する指導内容を添付して行うこと。

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。